

「事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン（中間まとめ案）」に対する府民意見等の募集結果

【募集期間】 平成 26 年 9 月 18 日（木曜日）から平成 26 年 10 月 17 日（金曜日）まで

【募集方法】 郵送、ファクシミリ、電子申請

【募集結果】 「事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン（中間まとめ案）」（以下、「本ガイドライン」という。）に対するご意見等を募集した結果、1 名の方から 8 件のご意見・ご提言をいただきました。寄せられたご意見等の概要と、これに対する帰宅困難者支援に関する協議会事務局である大阪府の考え方は次のとおりです。

No.	項目	ご意見・ご提言の概要	事務局（大阪府）の考え方
1	本ガイドラインの位置づけ、周知方法	本ガイドラインは、法令的にどのような位置づけを持つものか、企業に遵守義務があるものか。また、企業等への周知方法を記載されたい。東京都震災対策条例のように条例化し、事業所防災計画の作成を義務付けないと実行性のあるガイドラインにならないと思料する。	本ガイドラインは、順守義務を課すものではなく、企業等の皆様に任意で取り組んでいただくためにお示しするものです。 なお、企業等に義務付けを行うための条例の制定についても選択肢の一つと考えており、今後、帰宅困難者支援に関する協議会での議論や企業等の意見を十分に聞き、検討していきます。 周知方法については、本府のホームページのほか、チラシ等の配付、企業向けの説明会の開催等により周知に努めていきたいと考えています。
2	「P1 はじめに」の「一斉帰宅抑制の必要性」の説明文	二つ目のパラグラフの「必要性」の説明文が、応急活動の阻害抑止と帰宅者の安全確保がゴッチャに書かれており、前者の要素が主に書かれている感じがする。この結果、三つ目のパラグラフの「従業員の待機の必要性」との関係が判りづらい。企業向けのガイドラインなので、「企業にとってなぜ一斉帰宅抑制が必要なのか」をもう少し丁寧に記載されたい。一斉帰宅が従業員等の安全上の問題が大きいことの方が理解し易い。	ご指摘の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを修文いたします。
3	「P1 はじめに」の「一斉帰宅抑制の必要性」の定量的根拠の提示	「一斉帰宅の抑制」は、3.11 の東京都心の道路の混乱状況の経験を踏まえてクローズアップされた考え方だが、東京都区部の事業所従業員数 790 万人に対して大阪市は 250 万人と 1/3 という数字から見て（H21 経済センサス）、大阪では、一斉帰宅しても東京ほどの混乱は生じない可能性もある。一斉帰宅の抑制は、非常	「一斉帰宅の抑制」等の検討に当たっては、国、地方公共団体、民間企業等様々な主体がその役割分担の上で、取り組むべき対策の方向性を協議し共通認識を持つことが必要と考えています。 このため、国や地方公共団体等や民間団体等からなる帰宅困難者支援に関する協議会を設立し本ガイドラインを取りまとめた

		<p>用物資の備蓄等で企業に負担を強いるものであることから、一斉帰宅した場合そうした混乱が大阪でも生じることについて、定量的なシミュレーションによる根拠提示をし、企業が納得して負担ができるようにして頂きたい。</p>	<p>ころです。</p> <p>また、本ガイドラインについては、企業等に組みこんでいただける内容となっているか等を検証する必要があると考え、経済団体の協力のもと、企業等に対し、直接意見聴取を行うなど一定の検証を行った上で、所要の修正を行うこととしています。</p>
4	「P5 4 定義」のうち「帰宅困難者」の定義	<p>本ガイドラインに記載されている定義は、3.11 の東京での経験をする前の、現時点では「広義の」帰宅困難者の定義である。一斉帰宅の抑制との関連では、首都直下地震帰宅困難者対策協議会報告書で示された「狭義の」定義も併せて示す方が適切ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、帰宅困難者の定義は複数存在しますが、本ガイドラインでは、理解のしやすさという観点から、あえて複数の定義を示さず、一般的に使用されている中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」による首都直下地震避難対策等専門調査会報告における定義を参照することとしています。</p>
5	「P6 5 一斉帰宅の抑制のフロー」の「国、自治体」の欄	<p>「一斉帰宅の抑制」と、一定時間後の「帰宅行動の開始」は、対策としてセットである。このうち、一斉帰宅抑制は、企業の責任において行えるが、帰宅行動の安全確保は行政の責任ではないのか。にもかかわらず、このフローの帰宅行動開始段階（4 日目では電車が動いていないので徒歩帰宅）の所に、行政において行うべき帰宅支援が何も書かれていないのは、おかしい。安全な徒歩帰宅経路情報の提供、帰宅経路途上での帰宅支援施設の設置、代替輸送手段の提供等、行政としての支援措置を明記すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨は、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。</p>
6	「P6 5 一斉帰宅の抑制のフロー」の ex 4 日目以降の帰宅」、「P8 (2) 備蓄量の目安」の「3 日間以上」	<p>従業員等は郊外の自宅に居る家族の元に出来るだけ早く帰りたいというのが人情であり、1 晩滞在ならまだしも、3 日間も全従業員を留めることは、人道的に適切なのか。3 日間滞在の根拠として、一斉帰宅による道路の混乱発生⇒救急・救援活動の阻害が言われているが、当日、翌日等で分散帰宅すれば徒歩帰宅者による道路の混乱は避けられるのではないかと。 (平成 19 年度の首都圏を対象とする内閣府の徒歩帰宅シミュレーション結果でも、分散帰宅による混乱回避効果が検証されている)。あるいは、4 日目には代替バスの運行等を確実に手配してくれるのか。漫然と「3 日間待機をさせろ、4 日目以降は各企業の判断で帰宅させろ」というのは、国民保護を行うべき行政としては無責任ではないのか。よって、</p> <p>・2・3 で示した「一斉帰宅抑制の必要性の説明」を根拠を持つ</p>	<p>大阪府においても南海トラフ巨大地震発生時には、約 146 万人の帰宅困難者が発生すると想定しており、「一斉帰宅の抑制」の必要性はあると考えています。</p> <p>また、分散帰宅等の実施については、多くの企業等の認識の共有と協力、遵守が必要であることから、その実現は相当困難であると考えています。</p> <p>なお、3 日間の待機については、救急・救援活動の阻害防止の観点から標準的なものと考えています。</p> <p>帰宅支援、代替輸送については、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。</p>

		<p>て提示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分散帰宅等、道路の混乱を生じさせないようなルールの提示 ・代替帰宅手段の確保等、大量の都心部等の滞留者の帰宅方法に関する対策の検討 <p>などを求める。</p>	
7	記載されていない事項の追加（1）業態別の対応指針	<p>一斉帰宅の抑制は、企業の業態によって対応の違いがあると思われる。特に、大規模集客施設の場合、来館している買物客等を施設内に留めるべきか、あるいは可能かは、大きな問題である。よって、京都市の「事業所帰宅困難者対策指針」のように、業態別に留意すべき事項を記載されたい。</p>	<p>本ガイドラインの対象は、事業所内にいる者の殆どが従業員者等である大阪府内の一般の事業所であることとしています。</p> <p>ご意見の趣旨は、今後の対策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
8	【記載されていない事項の追加（2）（自動車利用者に対する対応指針）】	<p>一斉帰宅の抑制は帰宅者による道路の混乱回避が背景にあるが、道路の混乱回避には、徒歩帰宅者よりも発災時に道路を走っている自動車をコントロールすることも重要な要素である。よって、自動車を業務で使っている企業へのルール等も、併せて記載されたい。</p>	<p>ご意見の趣旨は、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。</p>